



埼玉県報

第 632 号
令和 7 年(2025 年)
7 月 8 日
火曜日

目 次

規則

- 本多清六博士奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（森づくり課）

告示

- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 川島町土地改良区の役員就任届（東松山農林振興センター）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 埼玉県 I C T 支援員業務委託に関する落札者等の公示（I C T 教育推進課）
- 特定計量器定期検査（集合検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（指定定期検査機関の巡回検査）（計量検定所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

規則

本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十九号

本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則（昭和二十九年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、連帯保証人一人を立て」を削る。

第三条を削る。

第四条中「第二条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「通知」を「奨学生の決定」に、「連署」を「共に記名押印」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（連帯保証人の資格）

第五条 前条の連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

一 保証能力を有する成年者であること。

二 奨学生の決定を受けた者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び父母以外の者であること。

第十条中「第三条各号」を「第五条各号」に、「連署」を「共に記名」に改める。

第十二条中「連署」を「共に記名押印」に改める。

第十四条第二項中「連署」を「共に記名」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

奨学生願書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

私は、本多静六博士奨学金の貸与を受けたいので、下記のとおり出願します。
記

(ふりがな)				生 年 月 日			
氏 名							
住 所		〒					
電 話 番 号							
在 学 校 又 は 出 身 校	学 校 名			在 学 年	年 生		
	学 部			卒 業（高等学 校 卒 業 程 度 認 定 試 験 合 格） 年 度	年 度		
	学 科						
進 学 志 望 校	学 校 名			修 業 年 限	年		
	学 部						
	学 科						
希 望 事 項		入 学 一 時 金	円				
		月 額 奨 学 金	月 額	円			
			期 間	年 月 から 年 月 まで			
保 護 者 ※ 本 人 が 未 成 年 者 の 場 合 の み 記 載		氏 名			本 人 と の 関 係		
		住 所	〒				
		電 話 番 号					

（注）保護者とは、親権を行う者又は未成年後見人のことをいいます。

様式第二号中「国」を削り、「あゝ先」を「死先」に改める。
様式第三号を次のように改める。

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

奨学生

〒

住

所

氏

名

⑩

電

話

私は、下記のとおり決定された本多静六博士奨学金について、本多静六博士奨学資金貸与に関する条例及び規則を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、奨学金の返還の事由が生じた際は、遅滞なく返還することを誓約します。

また、本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則第8条に定める身上異動届の提出を怠り、かつ、本多静六博士奨学金の返還が滞った場合には、奨学金返還事務に必要な範囲で、知事が住所及び連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、保有し、及び利用することに同意します。

年 月 日

連帯保証人

〒

住

所

氏

名

⑩

生年月日

年

月

日生

本人との関係

電

話

私は、奨学生に下記のとおり貸与される本多静六博士奨学金に係る返還の債務について連帯して保証します。

また、奨学生が本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則第8条に定める身上異動届の提出を怠り、かつ、本多静六博士奨学金の返還が滞った場合には、奨学金返還事務に必要な範囲で、知事が住所及び連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、保有し、又は利用することに同意します。

記

1 奨学金の額

（1） 入学一時金

円

（2） 月額奨学金

月額

円

2 月額奨学金の貸与期間

年 月から

年 月まで

3 延滞利息の額 奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還の債務を履行しなかった場合、本多静六博士奨学資金貸与条例第10条の規定により、返還すべき奨学金の額に年7.25%の割合を乗じて得た額

様式第四号中「あへ先」を「宛先」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「あへ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七号を次のように改める。

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

奨 学 金 借 用 証 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

奨学金借受者

〒 住 所
氏 名 ⑩
電 話

連帯保証人

〒 住 所
氏 名 ⑩
電 話

奨学生として下記の奨学金の貸与を受けましたが、本多静六博士奨学資金貸与に関する条例及び規則に従い、上記両名連帯し、別記奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。

記

金 円

別記

奨 学 金 返 還 明 細 書

原 簿 番 号		氏 名	
貸 与 総 額	円	返 還 総 額	円
入学一時金	円	半 年 賦 額	円
月 額 奨 学 金	年 月 から 年 月 まで 総 額 円	返 還 期 間	年度から 年度まで 年間
		返 還 期	毎年度 月 末日 月 末日

延滞利息の額 奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還の債務を履行しなかつた場合、本多静六博士奨学資金貸与条例第 1 0 条の規定により、返還すべき奨学金の額に年 7 . 2 5 % の割合を乗じて得た額

様式第八号及び様式第九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の本多静六博士奨学資金貸与条例施行規則様式第二号、様式第四号、様式第五号、様式第六号、様式第八号及び様式第九号の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第五百五十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和七年七月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

尾上 祐行	河野 淳	林 賢	鈴木 貴英	医師の氏名
肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	視覚障害	指定障害区分
神経内科	耳鼻咽喉科	耳鼻いんこう科	眼科	診療科名
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済 生会加須病院	いけもと耳鼻咽喉科クリ ニック	医療法人尚寿会 大生水野クリニック	入間すずき眼科	医療機関の名称
加須市上高柳千六百八十	草加市氷川町八百二十一 草加メディカルプラザ 一階A号室	狭山市大字水野四十九 ―十九	入間市上藤沢四百六十二 ―イオンスタイル入 間二階	医療機関の所在地
令和七年四月二十四日	令和七年一月三十一日	令和七年一月一日	令和六年二月一日	指定年月日

鈴木 光洋	黒木 悟郎	武田 英之	飯田 知弘	大河原 百合子
ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	じん臓機能障害	視覚障害	視覚障害	視覚障害
内科、消化器内科、内視鏡内科、外科	腎臓内科	眼科	眼科	眼科
みつばちクリニック新座	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	おが・おおぐし眼科	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	しらさき眼科医院
新座市野火止六一十六 ―十五	春日部市緑町五―九―四	上尾市緑丘一―六―一	上尾市柏座一―十―十	北足立郡伊奈町大針八百四十七―一
令和七年五月一日	令和七年六月十六日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

根岸 奈央	柳 美子	日下 真吾	新保 和典	小嶋 健太郎
平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 そしやく機能障害、 肢体不自由	平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 そしやく機能障害、 肢体不自由	視覚障害	視覚障害	視覚障害
脳神経内科	脳神経内科	眼科	眼科	眼科
医療法人社団東光会 戸 田中央総合病院	医療法人社団東光会 戸 田中央総合病院	医療法人白水会 栗原眼 科病院	医療法人白水会 栗原眼 科病院	しらさき眼科医院
戸田市本町一―十九― 三	戸田市本町一―十九― 三	羽生市下岩瀬二百八十 九	羽生市下岩瀬二百八十 九	北足立郡伊奈町大針八 百四十七―一
令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

矢野 鉄人	宮澤 森太郎	紙本 貴之	黒川 幸子
そしやく機能障害、 肢体不自由	平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 そしやく機能障害、 肢体不自由	平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 そしやく機能障害、 肢体不自由	平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 そしやく機能障害
脳神経内科・脳 卒中内科	リハビリテーシ ョン科	リハビリテーシ ョン科	神経内科、内科、 リハビリテーシ ョン科
埼玉医科大学国際医療 センター	医療法人社団天照会 富士見こだまクリニック	独立行政法人国立病院 機構 東埼玉病院	医療法人社団武蔵野会 狭山神経内科病院
日高市山根千三百九十 七―一	ふじみ野市苗間一―九― 三ルシーダ―一〇二号室	蓮田市黒浜四千百四十 七	狭山市加佐志六十五
令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

中 田 光 祐	森 岡 健	西 出 拓 馬	畠 中 淳	澤 田 政 史
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 そしてく機能障害、 肢体不自由	聴覚障害、平衡機能 障害
整形外科	整形外科	脳神経外科	脳神経内科	耳鼻咽喉科
埼玉医科大学病院	医療法人三愛会 三愛 会総合病院	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	医療法人社団東光会 戸 田中央総合病院	埼玉医科大学病院
入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	三郷市彦成二―三百四 十二	上尾市柏座一―十一―十	戸田市本町一―十九― 三	入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八
令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

杉井 章二	徳橋 泰明	黒須 健太	小柳 広高	石塚 怜王
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
内科	整形外科	整形外科	リハビリテーション科	整形外科
村山クリニック	医療法人社団博翔会 桃泉園北本病院	医療法人社団愛友会 伊奈病院	地方独立行政法人埼玉 県立病院機構埼玉県立 がんセンター	社会医療法人社団 新 都市医療研究会〔関越〕 会 関越病院
朝霞市朝志ヶ丘一―七 ―七	北本市深井三―七十五	北足立郡伊奈町小室五 千十四―一	北足立郡伊奈町小室七 百八十	鶴ヶ島市脚折百四十五 ―一
令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

和田 琢	松本 淑恵	茂木 陽介	佐野 達彦	平田 一真
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
リウマチ科	脳神経外科	脳神経外科	脳神経内科	整形外科
医療法人リウマチ謙恵会 あずまりウマチ・内科ク リニック	医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	埼玉県総合リハビリテー ションセンター	社会医療法人 入間川 病院
狭山市入間川一―三― 二スカイテラス三F	新座市東北一―七―二	上尾市柏座一―十―十	上尾市西貝塚百四十八 ―一	狭山市祇園十七―二
令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

飯田 洋司	山本 貴裕	隈部 威道	潟手 庸道	前田 祥宏
心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由
循環器科	心臓血管外科	循環器科	心臓内科	整形外科
医療法人三愛会 三愛 会総合病院	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	医療法人社団啓守会 飯田医院	埼玉医科大学国際医療 センター	医療法人社団愛友会 伊奈病院
三郷市彦成二―三百四 十二	上尾市柏座一―十一十	ふじみ野市駒林元町二― 一―三十七	日高市山根千三百九十 七―一	北足立郡伊奈町小室五 千十四―一
令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

清水 将継	太田 龍哉	伊藤 祐輔	山岡 広季	岩朝 静子
心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害
心臓血管外科	循環器内科	循環器科	循環器内科	心臓血管外科
病院 巨樹の会 社会医療法人社団埼玉 新久喜総合	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	医療法人秀和会 秀和 総合病院	独立行政法人国立病院 機構 埼玉病院	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済 生会加須病院
久喜市上早見四百十八 ―	富士見市鶴馬千九百六 十七―	春日部市谷原新田千二 百	和光市諏訪二―一	加須市上高柳千六百八 十
令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

槇 陽平	後藤 巨木	菊田 知宏	石坂 匡則	池田 晃彦
呼吸器機能障害、免 疫機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害
内科 感染症・呼吸器	腎臓内科	腎臓内科	内科、腎臓内科、 糖尿病内科	循環器内科
防衛医科大学校病院	医療法人埼玉会 埼玉 草加病院	医療法人社団おおしま会 はなぞのクリニック	鴻巣北本内科クリニック	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院
所沢市並木三―二	草加市松原一―七―二 十二	深谷市小前田千五百三 十一―一	北本市東間五―六十四	八潮市南川崎八百四十 五
令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

坂本圭	片山和紀	竹村仁男	楠本竜也	中川原賢亮
呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害
内科・呼吸器内科	呼吸器内科	呼吸器内科	呼吸器内科	呼吸器内科
医療法人五麟会 まちだ訪問クリニック	埼玉医科大学病院	医療法人康曜会 ーナクリニク プラ	独立行政法人国立病院 機構 埼玉病院	独立行政法人国立病院 機構 埼玉病院
朝霞市本町一―三十四 ―一ボンビラージュテナ ント一階	入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	深谷市柏合百四十四― 二	和光市諏訪二―一	和光市諏訪二―一
令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

篠島 利明	石山 泰寛	板橋 道朗	内田 英明	清宮 綾子
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	呼吸器機能障害
泌尿器科	消化器外科	外科	泌尿器科	小児科
埼玉医科大学病院	埼玉医科大学国際医療センター	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院	春日部市立医療センター	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院
入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	日高市山根千三百九十七ー一	加須市上高柳千六百八十	春日部市中央六ー七ー一	富士見市鶴馬千九百六十七ー一
令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

福元 剛	坂本 昇	小倉 道一	加藤 俊一郎	渋谷 紀介
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害
消化器外科	泌尿器科	外科	外科	消化器外科
わかさクリニック	社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院	春日部市立医療センター	医療法人秀和会 秀和総合病院	社会医療法人壮幸会 行田総合病院
所沢市若狭四―二千四百六十八―三十一	狭山市入間川二―三十七―二十	春日部市中央六―七一	春日部市谷原新田千二百	行田市持田三百七十六
令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

渡辺 翔	牛山 勸	佐野 友哉	君塚 善文
肝臓機能障害	肝臓機能障害	免疫機能障害	免疫機能障害
消化器内科	消化器内科	内科 感染症・呼吸器	内科 感染症・呼吸器
草加市立病院	深谷赤十字病院	防衛医科大学校病院	防衛医科大学校病院
草加市草加二―二十一 ―一	深谷市上柴町西五―八 ―一	所沢市並木三―二	所沢市並木三―二
令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日	令和七年六月二十三日

告 示

埼玉県告示第五百五十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和七年七月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

常岡 秀和	西川 武司	大湾 喜行	小野 さやか	福山 雄一	医師の氏名
心臓機能障害	害 ぼうこう又は直腸機能障	由 音声・言語機能障害、そし やく機能障害、肢体不自	肢体不自由	視覚障害	指定障害区分
社会医療法人 熊谷総合病院	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立がんセンター	本 医療法人慶聰会 矢澤クリニック北	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院	医療法人慈照会 むさしのメデイカ ルクリニツク	医療機関の名称
熊谷市中西四―五―一	八十 北足立郡伊奈町小室七百	北本市北本一―五十一マ ツヤビル二階C号室	加須市上高柳千六百八十	幸手市幸手二千八百七	医療機関の所在地
令和六年十月一日	令和六年三月三十一日	令和六年三月三十一日	令和五年四月一日	平成二十六年三月三十一日	辞退年月日

慕 健	萩 原 龍 太	平 直 記	西 古 靖	藤 倉 雄 二	内 村 智 生
肢 体 不 自 由	じん臓機能障害	肢 体 不 自 由	ぼうこう又は直腸機能障害、じん臓機能障害	呼吸器機能障害、免疫機能障害	心臓機能障害
埼玉県総合リハビリテーションセンター	埼玉医科大学病院	医療法人秀和会 秀和総合病院	医療法人財団健和会 みさと健和病院	防衛医科大学校病院	医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院
上尾市西貝塚百四十八―一	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	春日部市谷原新田千二百	三郷市鷹野四―四百九十四―一	所沢市並木三―二	入間郡三芳町藤久保九百七十四―三
令和七年三月三十一日	令和七年三月三十一日	令和七年三月三十一日	令和七年三月三十一日	令和七年二月二十八日	令和六年十月三十一日

平田 知己	矢野 良和	秦 美沙	余宮 きのみ	吉澤 敬一	松本 篤
呼吸器機能障害	肢体不自由	じん臓機能障害	肢体不自由	呼吸器機能障害	肝臓機能障害
がんセンター 地方独立行政法人埼玉 県立病院機構埼玉県立	医療法人財団明理会 埼玉セントラル病院	草加市立病院	がんセンター 地方独立行政法人埼玉 県立病院機構埼玉県立	医療法人財団健和会 みさと健和病院	医療法人財団健和会 みさと健和病院
北足立郡伊奈町小室七百八十	入間郡三芳町上富二千百七十七	草加市草加二―二十一―一	北足立郡伊奈町小室七百八十	三郷市鷹野四―四百九十四―一	三郷市鷹野四―四百九十四―一
令和七年六月三十日	令和七年五月一日	令和七年四月一日	令和七年三月三十一日	令和七年三月三十一日	令和七年三月三十一日

告示

埼玉県告示第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、川島町土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年七月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

職名	氏 名	住 所
理事	藤 間 隆	埼玉県比企郡川島町大字三保谷宿三百三十二番地二

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和七年七月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

盛源合同会社	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
	ホアンタイントウン		埼玉県川越市木野目四百三番地九

告 示

埼玉県告示第五百六十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年七月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県 I C T 支援員業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課 I C T 教育指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 5 月 15 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エージェント 東京都渋谷区道玄坂 2 丁目 25 番 12 号

5 落札金額

28,644,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 7 年 4 月 15 日

告 示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和七年七月八日

埼玉県計量検定所長 深 野 成 昭

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
蓮 田 市	令和七年九月二日及び 同月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	蓮田市役所来客駐 車場
羽 生 市	令和七年九月四日、同 月五日及び同月八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	羽生市民プラザ一 階搬入路奥
行 田 市	令和七年九月十日から 同月十二日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	行田市産業文化会 館入口ロ－タリ ー
北 本 市	令和七年九月十七日及 び同月十八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	北本市役所駐車場 （防災倉庫前）
桶 川 市	令和七年九月二十四日 及び同月二十五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	桶川市総合福祉セ ンター駐車場
伊 奈 町	令和七年九月二十六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	伊奈町役場駐車場

宮代町	杉戸町	久喜市				幸手市	白岡市	加須市
令和七年十月十五日	令和七年十月十六日	令和七年十月二十日	令和七年十月二十一日	令和七年十月二十二日	令和七年十月二十三日	令和七年十月二十七日 及び同月二十八日	令和七年十月三十一日	令和七年十一月七日
午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで
宮代町役場駐車場	杉戸町役場駐車場	あやめ公園駐車場	久喜市鷺宮西コミ ユニティセンター 駐車場	久喜市農村センタ ー駐車場	久喜市栗橋文化会 館駐車場	幸手市役所駐車場	白岡市高岩浄水場 駐車場（車庫）	プラザきさい（騎 西総合支所）南側 駐車場

令和七年十一月十日	令和七年十一月十一日	令和七年十一月十二日 から同月十四日まで
午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで
北川辺総合支所駐 車場	大利根総合支所駐 車場	加須市民運動公園 駐車場

告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和七年七月八日

埼玉県計量検定所長 深 野 成 昭

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区 域	期 日	場 所
蓮 田 市	令和七年九月二日から同年十二月一日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
羽 生 市	令和七年九月四日から同年十二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
行 田 市	令和七年九月十日から同年十二月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
北 本 市	令和七年九月十七日から同年十二月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
桶 川 市	令和七年九月二十四日から同年十二月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

伊奈町	令和七年九月二十六日から同年十二月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
宮代町	令和七年十月十五日から令和八年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
杉戸町	令和七年十月十六日から令和八年一月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
久喜市	令和七年十月二十日から令和八年一月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
幸手市	令和七年十月二十七日から令和八年一月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
白岡市	令和七年十月三十一日から令和八年一月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
加須市	令和七年十一月七日から令和八年二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

令和七年七月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和七年七月二 日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字立野南千三百二 十七番一、千三百二十七番三、千三百二十七番 四	指定に係る道路の位置
三十四・九八	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇二	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)